

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

65 万円の青色申告特別控除

が受けられます

令和2年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

① e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで送信することもできます。

② 電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

★この制度の下、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備え付け及び保存を行うことが条件です。

令和4年分の所得税確定申告から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに電子帳簿保存の一定の届出書を税務署に提出して下さい。

当会推奨の会計ソフト ブルーターン A は電子帳簿ソフト法的要件認証製品です。